

令和 6 年度 第 2 回 伊予市地域公共交通活性化協議会

■日 時：2024（令和 6）年 12 月 17 日（火）14:00-14:40

■場 所：伊予市役所 4 階 大会議室

■出席者：委員 21 人中 18 人出席

■開 会

--- 会長挨拶 ---

■議事

（1）コミュニティバスの路線図について

事務局

--- 資料 1：コミュニティバスの路線図についての説明 ---

（2）コミュニティバスのダイヤ変更について

事務局

--- 資料 2：コミュニティバスのダイヤ変更についての説明 ---

（意見・質問 特になし）

（3）コミュニティバスの再編運行実施計画について

事務局

--- 資料 3：コミュニティバスの再編運行実施計画についての説明 ---

A 委員

- ・コミュニティバスの路線・バス停の新設・廃止にあたり、許認可手続きを進めていく必要があるため、書類作成などにおいてご協力いただきたい。

事務局

- ・事務局としても、事業者が許認可の手続きを進める形になるため、その際にかかる行政書士の費用等は委託料に含めて積算している。また、事務局では先行して路線などを作成しているため、必要な書類の作成については事務局でも支援する。

B 委員

- ・四国旅客鉄道では、来年の 3 月 15 日にダイヤ改正を行う予定である。JR 利用者の中には伊予市のコミュニティバスを乗り継いで利用する方が多くいるため、JR のダイヤ改正に合わせてコミュニティバスのダイヤを調整していただけたことに感謝している。

C 委員

- ・コミュニティバスの運賃について、「未就学児は同乗する保護者 1 人に対し 1 人までは無料」と記載されているが、未就学児 2 人目以降の運賃は通常の運賃と同様に 200 円となるのか。

事務局

- ・未就学児 2 人目以降の運賃については、ご認識のとおり、通常の運賃と同様に 200 円となる。

会長

- ・コミュニティバス再編運行実施計画について、承認をいただきたいがよろしいか。

--- 一同拍手 --- (意見・質問 特になし)

会長

- ・それでは、コミュニティバス再編運行実施計画に基づき、令和 7 年 4 月の再編運行開始に向けて進めていく。

(4) 運賃協議会について

事務局

--- 資料 4 : 運賃協議会についての説明 ---

会長

- ・運賃協議会分科会の規定について承認をいただきたいがよろしいか。

(意見・質問 特になし)

会長

- ・それでは規定のとおり、今後運賃について協議する場として、運賃協議会分科会を開会することとする。

(5) 今後の予定について

事務局

--- 今後の予定についての説明 ---

(意見・質問 特になし)

閉会